

## 様式第 3 号の 3(第 7 条関係)

### 令和 8 年度および令和 9 年度彦根市飲料用自動販売機設置事業者 選定に係る入札参加資格者審査実施要項

彦根市では、本市の行政財産に設置する飲料用自動販売機(以下「自動販売機」という。)を設置する事業者の選定に係る一般競争入札(以下「入札」という。)を実施します。

事業者の選定に当たっては、必要な資格要件等を設定し、審査を行い、その資格が確認された場合にのみ、入札に参加できることとしています。

入札に参加を希望される方は、この要項により入札参加資格の審査を行いますので、内容をよく読み、承知した上で、お申し込みください。

**なお、この要項により入札参加資格を有することの確認を受けた事業者は、令和 8 年度および令和 9 年度に執行される全ての入札に参加することができます。**

#### 1 入札に必要な資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に定める欠格者でないことおよび同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加することを停止されていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- (5) 個人にあつては、彦根市内に住所を有すること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (7) 法人にあつては、県内市町税(法人市町民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。
- (8) 個人にあつては、彦根市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)を滞納していないこと。

#### 2 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書兼市税納付状況調査同意書(様式第 1)を提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

なお、入札に関しては、入札案件ごとに順次行いますが、当該入札案件ごとの自

動販売機設置事業者募集要項においても、この要項と同様に、入札参加資格の申請受付および確認を行います。

(1) 提出期間等

申請書の提出期間は、令和 8 年 10 月 1 日(木)から令和 8 年 10 月 26 日(月)までとなります。ただし、彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条に規定する休日を除きます。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時 45 分までの間となります。ただし、正午から午後 1 時までの間を除きます。

(2) 提出先

彦根市元町 4 番 2 号 彦根市人事部働き方・業務改革推進課

電話：0749-30-6149

(3) 提出書類(各 1 部提出)

|   | 提出書類                           | 法人 | 個人 |
|---|--------------------------------|----|----|
| ① | 入札参加資格確認申請書兼市税納付状況調査同意書(様式第 1) | ○  | ○  |
| ② | 誓約書(様式第 2)                     | ○  | ○  |
| ③ | 定款、寄附行為、規約、役員等一覧またはこれらに類する書類   | ○  |    |
| ④ | 住民票記載事項証明書                     |    | ○  |
| ⑤ | 印鑑登録証明書(法人にあっては印鑑証明書)          | ○  | ○  |
| ⑥ | 滋賀県内に 1(4)のサービス拠点が存在することを証する書類 | △  |    |
| ⑦ | 1(6)の実績を証する書類                  | ○  | ○  |
| ⑧ | 完納証明書(未納の税額がないことの証明書)(写し可)     | △  |    |

(注 1) 提出書類③、④、⑤、⑧は、提出日において発行の日から 3 か月以内のものを提出してください。

(注 2) ③で証明できる場合は、⑥の提出を省略することができます。

(注 3) 資格要件 1(7)のうち彦根市税、資格要件 1(8)については、提出書類①でいただいた同意の上、市で調査します。調査項目は下表のとおりとします。

|    | 税の種別 | 対象税目              | 法人 | 個人 |
|----|------|-------------------|----|----|
| i  | 彦根市税 | 個人市民税、固定資産税、軽自動車税 |    | ○  |
| ii |      | 法人市民税、固定資産税、軽自動車税 | △  |    |

※ ii については、本市に本店、支店または営業所等のサービス拠点がある場合に限り対象となります。県内市外のサービス拠点で参加する場合は、参加する営業所所在地の⑧の完納証明書を提出してください。

(注 4) ⑧の完納証明書については、参加する本店、支店または営業所等が彦

根市外である場合、当該県内所在地の市町税に係るものとします。

なお、完納証明いただく税目は、法人市町民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税など市町税にあたるものになりますので、証明書発行の際にはご注意ください。

#### (4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を持参または郵送（必着）してください。  
電話、ファックスおよびインターネットによる受付は行いません。

### 3 入札参加資格の確認等

上記 2(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認します。

- (1) 入札参加資格の有無を確認後、速やかに、申請者宛て結果を通知します。
- (2) 当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

### 4 入札参加資格確認結果の有効

- (1) 上記 3 により、資格が確認された場合は、令和 8 年度および令和 9 年度に執行される全ての入札に参加いただけます。
- (2) 入札参加資格審査の受付は、上記 2(1)の期間において行いますが、入札自体に関しては、入札案件ごとに募集の公告を行い、募集期間を定めますので、参加を希望する入札の公告に示す期間までに入札参加資格が確認できないと、当該入札に参加することはできません。

### 5 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法施行令、彦根市公有財産事務取扱規則（昭和 39 年彦根市規則第 12 号）、彦根市契約規則（昭和 44 年彦根市規則第 33 号）の定めるところによります。

### 6 問合せ先

〒522-8501

彦根市元町 4 番 2 号

彦根市人事部働き方・業務改革推進課

電話：0749-30-6149

FAX：0749-22-1398

e-mail:hatarakikata@ma.city.hikone.shiga.jp